



2024年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2024年1月10日

上場会社名 株式会社プログリット 上場取引所 東
コード番号 9560 URL http://www.progrit.co.jp
代表者 (役職名) 代表取締役 (氏名) 岡田 祥吾
問合せ先責任者 (役職名) 取締役 CFO 管理部長 (氏名) 谷内 亮太 TEL 03 (6381) 7760
四半期報告書提出予定日 2024年1月10日 配当支払開始予定日 -
四半期決算補足説明資料作成の有無：有
四半期決算説明会開催の有無：有（機関投資家・個人投資家向けライブ配信及び当社サイト動画掲載）

(百万円未満切捨て)

1. 2024年8月期第1四半期の業績（2023年9月1日～2023年11月30日）

(1) 経営成績（累計）

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年8月期第1四半期	1,025	52.0	321	107.7	321	115.6	220	117.7
2023年8月期第1四半期	674	-	154	-	149	-	101	-

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2024年8月期第1四半期	18.47	17.53
2023年8月期第1四半期	9.06	8.54

- (注) 1. 当社は、2022年8月期第1四半期については四半期財務諸表を作成していないため、2023年8月期第1四半期の対前年同四半期増減率については記載しておりません。
2. 当社は、2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。
3. 当社は、2022年9月29日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、2023年8月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から2023年8月期第1四半期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2024年8月期第1四半期	2,617	1,326	50.6
2023年8月期	2,628	1,092	41.5

(参考) 自己資本 2024年8月期第1四半期 1,325百万円 2023年8月期 1,091百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2023年8月期	-	0.00	-	0.00	0.00
2024年8月期	-	-	-	-	-
2024年8月期（予想）	-	0.00	-	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2024年8月期の業績予想（2023年9月1日～2024年8月31日）

（％表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	3,800	25.7	610	22.7	610	23.7	440	21.9	36.88

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

（注）詳細は、添付資料P.6「2. 四半期財務諸表及び主な注記（3）四半期財務諸表に関する注記事項（四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用）」をご覧ください。

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2024年8月期1Q	11,993,292株	2023年8月期	11,907,492株
② 期末自己株式数	2024年8月期1Q	329株	2023年8月期	329株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2024年8月期1Q	11,931,763株	2023年8月期1Q	11,165,811株

（注）当社は、2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株式数を算定しております。

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載の業績見通し等の将来に関する記述は、当社が入手し得る情報と合理的であると判断する一定の条件によって作成しているため、数値記述内容の達成を確約するものではありません。また、実績は種々の要因にて変動することがあります。業績等の予想に関する注意事項等については添付資料2ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

（四半期決算説明会内容の入手について）

当社は、2024年1月10日（水）に機関投資家及びアナリスト向けに四半期決算説明会を開催する予定です。当日使用する四半期決算説明会資料は、速やかにウェブサイトに掲載する予定です。

上記説明会のほかにも、当社では個人投資家のみなさま向けに、定期的に事業・業績に関する説明会を開催していきます。この説明会で配付する資料および主な質疑応答は、開催後速やかに当社ウェブサイトに掲載する予定です。今後の開催の予定等については、当社ウェブサイトをご確認ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	5
第1四半期累計期間	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	6
(セグメント情報等)	6
(重要な後発事象)	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限は徐々に緩和され景気回復の兆しが見えてきた一方で、不安定な世界情勢や為替変動及び原材料価格やエネルギー価格の高騰等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

しかし英語学習市場につきましては、高齢化への懸念を持つ企業の海外市場への進出、グローバル人材の確保といった中長期的視点での英語学習への意欲は依然として高く、より高い成果を求めて従来型の英会話サービスから英語コーチングサービスへの乗り換えの動きも散見されるようになりました。このような動きに対応する形で、従来型の英会話サービス提供会社が英語コーチングサービスを展開する等、着実に英語コーチング市場が拡大しているものと見ております。また、個人での英語学習だけでなく、従業員育成・福利厚生の一環として英語学習の導入を検討する企業のニーズも存在することから、中長期的に英語学習市場全体が堅調に推移していくものと考えております。

このような環境の中、当社におきましては、英語コーチングサービス「プログリット」において、集中学習によって飛躍的に英語力を向上させるために、①顧客ごとにカスタマイズしたカリキュラムの設計、②英語学習を継続させる習慣を身につけるためのコンサルタントによるサポート、という主に2つの特徴において、継続的な品質向上と改善に取り組んでおります。また、サブスクリプション型の英語学習サービスである「シャドテン」はYouTuberとのタイアップ動画等の効果的なプロモーションによる申込数の増加、学習コンテンツの拡充やアプリの顧客体験改善等による平均継続期間の増加等により、有料課金ユーザーは増加の一途を辿っており当社の収益基盤として順調に成長しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,025,141千円（前年同四半期比52.0%増）、営業利益は321,267千円（前年同四半期比107.7%増）、経常利益は321,301千円（前年同四半期比115.6%増）、四半期純利益は220,355千円（前年同四半期比117.7%増）となりました。

なお、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は2,617,573千円となり、前事業年度末に比べ10,648千円減少しました。これは主に、売掛金が25,436千円増加し、現金及び預金が22,648千円、前払費用が9,267千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は1,291,506千円となり、前事業年度末に比べ243,788千円減少しました。これは主に、未払金が118,357千円、賞与引当金が84,356千円、及び未払法人税等が38,023千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,326,066千円となり、前事業年度末に比べ233,139千円増加しました。これは資本金、資本剰余金がそれぞれ6,435千円、利益剰余金が220,355千円増加したことによるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2023年10月12日に発表しました通期の業績予想につきましては、現時点にて変更ございません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,975,644	1,952,995
売掛金	58,520	83,956
商品	11,707	10,220
貯蔵品	3,149	4,009
前払費用	69,957	60,689
その他	13,144	15,229
流動資産合計	2,132,123	2,127,100
固定資産		
有形固定資産		
建物	180,878	180,878
減価償却累計額	△50,000	△53,161
建物（純額）	130,878	127,716
工具、器具及び備品	17,664	17,967
減価償却累計額	△11,100	△11,604
工具、器具及び備品（純額）	6,564	6,363
有形固定資産合計	137,442	134,079
投資その他の資産		
投資有価証券	7,834	7,834
出資金	20	20
長期前払費用	1,647	889
繰延税金資産	122,307	122,307
敷金	226,046	224,541
その他	800	800
投資その他の資産合計	358,656	356,392
固定資産合計	496,098	490,472
資産合計	2,628,221	2,617,573

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,520	20,257
1年内返済予定の長期借入金	71,826	63,036
未払金	208,975	90,617
未払費用	85,502	86,879
未払法人税等	148,470	110,446
契約負債	695,512	691,503
預り金	21,028	40,230
賞与引当金	119,059	34,703
その他	65,561	66,330
流動負債合計	1,434,458	1,204,005
固定負債		
長期借入金	94,450	81,115
資産除去債務	6,386	6,386
固定負債合計	100,836	87,501
負債合計	1,535,294	1,291,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,101	286,536
資本剰余金		
資本準備金	277,101	283,536
資本剰余金合計	277,101	283,536
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	535,105	755,460
利益剰余金合計	535,105	755,460
自己株式	△349	△349
株主資本合計	1,091,959	1,325,184
新株予約権	967	882
純資産合計	1,092,927	1,326,066
負債純資産合計	2,628,221	2,617,573

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2022年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自2023年9月1日 至2023年11月30日)
売上高	674,267	1,025,141
売上原価	187,288	264,965
売上総利益	486,978	760,176
販売費及び一般管理費	332,264	438,909
営業利益	154,714	321,267
営業外収益		
ポイント還元収入	771	336
その他	127	128
営業外収益合計	899	465
営業外費用		
支払利息	688	430
その他	5,881	—
営業外費用合計	6,569	430
経常利益	149,044	321,301
税引前四半期純利益	149,044	321,301
法人税、住民税及び事業税	47,833	100,946
法人税等合計	47,833	100,946
四半期純利益	101,210	220,355

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前四半期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等)

当社は、英語コーチング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(第3回新株予約権 (信託型ストックオプション) の一部消滅)

第3回新株予約権 (信託型ストックオプション) について、役職員等に交付していないものを消滅いたしました。

1. 本新株予約権の概要

消滅させる本新株予約権の名称	第3回新株予約権
決議年月日	2019年1月9日
付与対象者	コタエル信託株式会社
信託契約日	2023年9月21日
信託期間満了日	受益者の確定により信託期間満了日を迎え、本信託は終了します。
権利行使期間	2021年1月12日から2029年1月10日まで
発行した新株予約権の数 (株数)	150,000個 (450,000株)
本日現在までの行使済み新株予約権数 (株数)	0個 (0株)
消滅させる新株予約権の数 (株数)	47,299個 (141,897株)
消滅後に残存する新株予約権の数	102,701個 (308,103株)

(注) 消滅後に残存する新株予約権102,701個は、受益者として指定された役職員に交付された新株予約権であります。

2. 消滅の理由

当社は、役職員等の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として2019年1月9日に信託型ストックオプションを発行いたしました。2023年5月29日に行われた国税庁と経済産業省による説明会において、信託型ストックオプションの税務上の取り扱いについて、行使時の経済的利益は給与課税の対象との見解が発表され、発行時に期待していたインセンティブ効果が得られないことが明確となったことから、2023年12月27日時点で役職員に交付していない信託型ストックオプションを消滅させることといたしました。

なお、今後新たなインセンティブプラン等の公表すべき事項を決定した際には、速やかにお知らせいたします。

3. 業績に与える影響

本新株予約権の消滅が業績に与える影響は軽微であります。

4. 交付済の信託型ストックオプションについて

権利行使をした役職員等に対する源泉徴収義務は当社にあることから、当社は対象額を速やかに納税し、別途、同額を役職員から徴収する方針です。

(新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2024年1月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.00%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,200個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式120,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,000円とする。ただし、本新株予約権の割当てを受ける者が当社の取締役である場合、当該取締役は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを対当額で相殺するものとする。また、本新株予約権の割当てを受ける者が当社の従業員である場合であって、当該従業員が同意したときは、当該従業員は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する給与債権と本新株予約権の払込債務とを対当額で相殺するものとする。なお、当該発行価格は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金960円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年12月1日から2034年1月25日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年8月期から2031年8月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、下記(a)、(b)、(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2026年8月期から2027年8月期までに営業利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：30%

(b) 2028年8月期から2029年8月期までに営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：60%

(c) 2030年8月期から2031年8月期までに営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2024年1月25日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう

え、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年1月25日

9. 申込期日

2024年1月18日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 160個(16,000株)

当社従業員 177名 1,040個(104,000株)

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。